

平成30年
3月16日
から

川崎駅周辺の 散乱防止及び路上喫煙防止の 重点区域を拡大

重点区域で違反すると
2,000円の
過料が科せられます。

ポイ捨て・路上喫煙にレッドカード!



ポイ捨てしないまちづくり
ここで吸わない思いやり



川崎フロンターレは
ポイ捨て禁止
路上喫煙防止
啓発活動に
協力しています。

©川崎フロンターレ

条例で罰則を定めています

指定した重点区域で、ポイ捨て、又は、路上喫煙
をすると、2,000円の過料が科せられます。



路面標示

標識

重点区域では上のような標示を行っています。

駅周辺のまちづくり
にあわせて拡大



キレイクン

ポイ捨て禁止条例

環境局減量推進課 電話 044-200-2580



路上喫煙防止条例

市民文化局地域安全推進課 電話 044-200-2284



特に飲料容器等の散乱及び路上喫煙を防止する必要がある主要駅周辺等を重点区域に指定しています。

散乱防止及び路上喫煙防止の重点区域